

各位

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

記

2. 本制度の概要

(1) 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けることとなります。

なお、譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が上記の現物出資に同意していること及び下記(3)に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給いたします。

(2) 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割当てする譲渡制限付株式は当社の普通株式とし、その総数 160,000 株を、各事業年度において割当てする譲渡制限付株式の数の上限といたします（なお、4年間の役務提供の対価として一括して割当てする場合を含み、この場合の実質的な割当数は1事業年度当たり 40,000 株を超えない範囲に相当します）。但し、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てする譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を当該分割比率又は併合比率に応じて合理的に調整することができるものといたします。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものといたします。

① 譲渡制限の内容

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日（以下「本割当日」という）から4年間（以下「譲渡制限期間」という）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

対象取締役が、本割当日から4年間（以下「役務提供予定期間」という）が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役又は使用人を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において下記③の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

③ 譲渡制限の解除

上記①の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供予定期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の4分の1ずつについて、本割当日から1年が経過するごとに譲渡制限を解除する。但し、対象取締役が、上記②に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供予定期間が満了する前に上記②に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

④ 組織再編等における取り扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合においては、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

3. 当社の従業員に対する譲渡制限付株式の付与

(1) 付与の目的及び対象

当社は、本制度の導入とあわせて、当社の従業員に対しても、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、譲渡制限付株式を割当てることといたしました。

(2) 譲渡制限付株式の総数

当社の従業員に対して割当てする譲渡制限付株式は当社の普通株式とし、その総数 30,000 株を、各事業年度において割当てする譲渡制限付株式の数の上限といたします（なお、4年間の役務提供の対価として一括して割当てする場合があります）。

(3) 割当ての方法及び譲渡制限付株式割当契約の内容

割当ての方法、1株当たりの払込金額の算定方法及び譲渡制限付株式割当契約の内容は、上記2. に記載した対象取締役に係るものと同様といたします。

（注）当社の従業員に対する譲渡制限付株式の付与は、当社取締役会の決議により行うものであり、本株主総会の決議事項ではありません。なお、上記2. 及び本項により当社が1事業年度において発行又は処分する譲渡制限付株式の総数は、合計 190,000 株以内となります。

以 上